

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による四條畷市公共建築物の長寿命化の検討を義務付ける条例の制定の請求があり、平成28年5月27日付で受理したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成28年6月1日

四條畷市長 土 井 一 憲

1 四條畷市条例制定請求代表者の住所及び氏名

四條畷市田原台四丁目18番11号 横溝 幸徳

四條畷市南野二丁目9番60号 早田 有為子

四條畷市大字蔀屋392番地の6 辻村 淳子

2 四條畷市公共建築物の長寿命化の検討を義務付ける条例制定請求の要旨

1. 請求の要旨

国は平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を決定して自治体の役割を定め、文部科学省は平成26年1月に「学校施設の長寿命化改修の手引き」を公表して、自治体に長寿命化の促進を求めています。

公共建築物を長寿命化すると、建物の更新費用が約4割安くなり、廃棄物も大きく減らせます。また、地域住民の声を反映した更新計画としやすい、地元企業が受注しやすい、公共事業を年度間で平準化することで市職員の能力向上にも役立つと期待できます。

ところが、市は、西部地区を6小学校3中学校から4小学校2中学校にすることで学校の更新費の市負担分を240億から209億に削減し、市民総合センターと市庁舎を移設する計画を、民間に一括発注する方式で進めようとしており、長寿命化改修について検討した形跡が全く見られません。

しかも、この内新小学校等整備事業費で見積もられた61.9億円を、契約業者が現れなかったため、維持管理を含めて約73.7億円に増額する提案までしています。

しかし、長寿命化改修費は改築費の6割であるだけでなく、地方財政措置も充実しており、学校数を減らさず20年間で2校を改築7校を長寿命化改修した場合、地方負担は80億円程度で当局計画の半分以下と見込まれます。長寿命化に必要な予防保守にかかる経費は、平成26年度から地方交付税の基準財政需要額に計上され、長寿命化改修する校舎に限った経費ではなくなっています。

蓄積された地域資産は生活水準を高める資源であり、これを生かしてゆく必要が高まっていることを考えれば、長寿命化を検討しない市の態度は、市民にいたずらに負担を押し付けるものと言わざるを得ません。

この条例は、かかる事態を踏まえ、公共建築物設置者にその更新は長寿命化改修を原則とし住民の意見反映を保障すること、長寿命化計画を策定することを義務付け、もって、公共建築物を地域に根付く住民の資産として大切に管理運用されるようにしようとするものです。

なお、この条例が制定された場合、廃止予定の3小学校1中学校の長寿命化改修の検討は、教育環境整備計画が学校が廃止される校区の住民投票で校区住民の意思に反しないとされた場合に、免除されます。